

昭和四十年法律第四百一十一号

母子保健法

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条の三)
- 第二章 母子保健の向上に関する措置(第九条―第二十一条の四)
- 第三章 こども家庭センターの母子保健事業(第二十一条)
- 第四章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(母性の尊重)

第二条 母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。

(乳幼児の健康の保持増進)

第三条 乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。

(母性及び保護者の努力)

第四条 母性は、みずからすすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 乳児又は幼児の保護者は、みずからすすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

(用語の定義)

第六条 この法律において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

2 この法律において「乳児」とは、一歳に満たない者をいう。

3 この法律において「幼児」とは、満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者をいう。

5 この法律において「新生児」とは、出生後二十八日を経過しない乳児をいう。

6 この法律において「未熟児」とは、身体の発育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

(都道府県児童福祉審議会等の権限)

第七条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会。以下この条において同じ。)及び同条第四項に規定する市町村児童福祉審議会は、母子保健に関する事項につき、調査審議するほか、同条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会は都道府県知事、同条第四項に規定する市町村児童福祉審議会は市町村長の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

(都道府県の援助等)

第八条 都道府県は、この法律の規定により市町村が行う母子保健に関する事業の実施に關し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての指導、助言その他当該市町村に對する必要な技術的援助を行うものとする。

(実施の委託)

第八条の二 市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の一部について、病院若しくは診療所又は医師、助産師その他適当と認められる者に対し、その実施を委託することができる。

(連携及び調和の確保)

第八条の三 都道府県及び市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の実施に当たっては、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び児童の保健及び福祉に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

第二章 母子保健の向上に関する措置

(知識の普及)

第九条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に關し、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

(相談及び支援)

第九条の二 市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、母子保健に関する相談に応じなければならない。

2 市町村は、母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者について、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の内閣府令で定める支援を行うものとする。

(保健指導)

第十条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に關し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

(新生児の訪問指導)

第十一条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき、第十九条の規定による指導が行われるときは、この限りでない。

(健康診査)

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
- 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

2 前項の内閣府令は、健康増進法(平成十四年法律第三十三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針(第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならない。

(産後ケア事業)

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

(栄養の摂取に関する援助)

第十四条 市町村は、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助をするように努めるものとする。

(妊娠の届出)

第十五条 妊娠した者は、内閣府令で定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

(母子健康手帳)

第十六条 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

3 母子健康手帳の様式は、内閣府令で定める。

4 前項の内閣府令は、健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

(妊産婦の訪問指導等)

第十七条 第十三条第一項の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村は、妊産婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。

(産後ケア事業)

第十七条の二 市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(以下この項において「産後ケア」という。)を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、次の各号のいずれかに掲げる事業(以下この条及び第十九条の二第一項において「産後ケア事業」という。)を行うよう努めなければならない。

- 一 病院、診療所、助産所その他内閣府令で定める施設であつて、産後ケアを行うもの(次

号において「産後ケアセンター」という。)
 に産後ケアを必要とする出産後一年を経過し
 ない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケ
 アを行う事業

二 産後ケアセンターその他の内閣府令で定め
 る施設に産後ケアを必要とする出産後一年を
 経過しない女子及び乳児を通過せ、産後ケア
 を行う事業

三 産後ケアを必要とする出産後一年を経過し
 ない女子及び乳児の居室を訪問し、産後ケア
 を行う事業

2 市町村は、産後ケア事業を行うに当たつて
 は、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関す
 る基準として内閣府令で定める基準に従つて行
 わなければならない。

3 市町村は、産後ケア事業の実施に当たつて
 は、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく
 行う観点から、児童福祉法第十条の二第一項の
 こども家庭センター（次章において単に「こども
 家庭センター」という。）その他の関係機関
 との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母
 子保健に関する他の事業並びに児童福祉法その
 他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉
 に関する事業との連携を図ることに伴い、妊産
 婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他
 の措置を講ずるよう努めなければならない。

（低体重児の届出）
 第十八条 体重が二千五百グラム未満の乳児が出
 生したときは、その保護者は、速やかに、その
 旨をその乳児の所在地の市町村に届け出なけれ
 ばならない。

（未熟児の訪問指導）
 第十九条 市町村長は、その区域内に現在地を有
 する未熟児について、養育上必要があると認め
 るときは、医師、保健師、助産師又はその他の
 職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、
 必要な指導を行わせるものとする。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による
 訪問指導に準用する。

（健康診査等に関する情報の提供の求め）
 第十九条の二 市町村は、妊産婦若しくは乳児若
 しくは幼児又は当該妊産婦の配偶者若しくは当
 該乳児若しくは幼児の保護者に対し、健康診査
 等（第九条の二第一項の相談、同条第二項の支
 援、第十条の保健指導、第十一条、第十七条第
 一項若しくは前条の訪問指導、第十二条第一項
 若しくは第十三条第一項の健康診査又は産後ケ

ア事業をいう。以下この項において同じ。）又
 は第二十二條第一項第二号から第五号までに掲
 げる事業を行うために必要があると認めるとき
 は、他の市町村に対し、内閣府令で定めるところ
 により、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児に
 係る健康診査等に関する情報の提供を求めるこ
 とができる。

2 市町村は、前項の規定による情報の提供の求
 めについては、電子情報処理組織を使用する方
 法その他の情報通信の技術を利用する方法であ
 つて内閣府令で定めるものにより行うよう努め
 なければならない。

（養育医療）
 第二十条 市町村は、養育のため病院又は診療所
 に入院することを必要とする未熟児に対し、そ
 の養育に必要な医療（以下「養育医療」とい
 う。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医
 療に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の
 給付が困難であると認められる場合に限り、行
 なうことができる。

3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとす
 る。
 一 診察
 二 薬剤又は治療材料の支給
 三 医学的処置、手術及びその他の治療
 四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴
 う世話その他の看護
 五 移送

4 養育医療の給付は、都道府県知事が次項の規
 定により指定する病院若しくは診療所又は薬局
 （以下「指定養育医療機関」という。）に委託し
 て行うものとする。

5 都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬
 局の開設者の同意を得て、第一項の規定による
 養育医療を担当させる機関を指定する。

6 第一項の規定により支給する費用の額は、次
 項の規定により準用する児童福祉法第十九条の
 十二の規定により指定養育医療機関が請求する
 ことができる診療報酬の例により算定した額の
 うち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二
 十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者を
 いう。第二十一条の四第一項において同じ。）
 が負担することができないと認められる額とす
 る。

7 児童福祉法第十九条の十二、第十九条の二十
 及び第二十一条の三の規定は養育医療の給付に

ついて、同法第二十条第七項及び第八項並びに
 第二十一条の規定は指定養育医療機関につい
 て、それぞれ準用する。この場合において、同
 法第十九条の十二中「診療方針」とあるのは
 「診療方針及び診療報酬」と、同条第二項中
 「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」
 と、同法第十九条の二十（第二項を除く。）中
 「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診
 療報酬の」と、同条第一項中「第十九条の三第
 十項」とあるのは「母子保健法第二十条第七項
 において読み替えて準用する第十九条の十二
 と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「市
 町村」と、「厚生労働省令」とあるのは「内閣
 府令」と、同法第二十一条の三第二項中「都道
 府県」とあるのは「市町村」と読み替える
 ものとする。
 （医療施設の整備）
 第二十条の二 国及び地方公共団体は、妊産婦並
 びに乳児及び幼児の心身の特性に応じた高度の
 医療が適切に提供されるよう、必要な医療施設
 の整備に努めなければならない。
 （調査研究の推進）
 第二十条の三 国は、乳児及び幼児の障害の予防
 のための研究その他母性及び乳児及び幼児の
 健康の保持及び増進のために必要な調査研究の推
 進に努めなければならない。
 （費用の支弁）
 第二十一条 市町村が行う第十二条第一項の規定
 による健康診査に要する費用及び第二十条の規
 定による措置に要する費用は、当該市町村の支
 弁とする。
 （都道府県の負担）
 第二十一条の二 都道府県は、政令の定めるところ
 により、前条の規定により市町村が支弁する
 費用のうち、第二十条の規定による措置に要す
 る費用については、その四分の一を負担するも
 のとする。
 （国の負担）
 第二十一条の三 国は、政令の定めるところによ
 り、第二十一条の規定により市町村が支弁する
 費用のうち、第二十条の規定による措置に要す
 る費用については、その二分の一を負担するも
 のとする。
 （費用の徴収）
 第二十一条の四 第二十条の規定による養育医療
 の給付に要する費用を支弁した市町村長は、そ
 れ該措置を受けた者又はその扶養義務者から、そ

の負担能力に応じて、当該措置に要する費用の
 全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収される
 べき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託
 することができる。

3 第一項の規定により徴収される費用を、指定
 の期限内に納付しない者があるときは、地方税
 の滞納処分等の例により処分することができる。
 この場合における徴収金の先取特権の順位は、
 国税及び地方税に次ぐものとする。

第三章 こども家庭センターの母子保健
 事業

第二十二條 こども家庭センターは、児童福祉法
 第十条の二第二項各号に掲げる業務のほか、母
 性及びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に
 関する包括的な支援を行うことを目的として、
 第一号から第四号までに掲げる事業又はこれら
 の事業に併せて第五号に掲げる事業を行うもの
 とする。

一 母性及びに乳児及び幼児の健康の保持及び
 増進に関する支援に必要な実情の把握を行う
 こと。
 二 母子保健に関する各種の相談に応ずるこ
 と。
 三 母性及びに乳児及び幼児に対する保健指導
 を行うこと。
 四 母性及び児童の保健医療に関する機関との
 連絡調整並びに第九条の二第二項の支援を行
 うこと。
 五 健康診査、助産その他の母子保健に関する
 事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除
 く。）。

2 市町村は、こども家庭センターにおいて、第
 九条の指導及び助言、第九条の二第一項の相談
 並びに第十条の保健指導を行うに当たつては、
 児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収
 集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項
 のあつせん、調整及び要請と一体的に行うよう
 に努めなければならない。

第四章 雑則

（非課税）
 第二十三条 第二十条の規定により支給を受けた
 金品を標準として、租税その他の公課を課する
 ことができない。

の負担能力に応じて、当該措置に要する費用の
 全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、こども家庭センターにおいて、第
 九条の指導及び助言、第九条の二第一項の相談
 並びに第十条の保健指導を行うに当たつては、
 児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収
 集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項
 のあつせん、調整及び要請と一体的に行うよう
 に努めなければならない。

第四章 雑則

（非課税）
 第二十三条 第二十条の規定により支給を受けた
 金品を標準として、租税その他の公課を課する
 ことができない。

の負担能力に応じて、当該措置に要する費用の
 全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収される
 べき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託
 することができる。

3 第一項の規定により徴収される費用を、指定
 の期限内に納付しない者があるときは、地方税
 の滞納処分等の例により処分することができる。
 この場合における徴収金の先取特権の順位は、
 国税及び地方税に次ぐものとする。

第三章 こども家庭センターの母子保健
 事業

第二十二條 こども家庭センターは、児童福祉法
 第十条の二第二項各号に掲げる業務のほか、母
 性及びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に
 関する包括的な支援を行うことを目的として、
 第一号から第四号までに掲げる事業又はこれら
 の事業に併せて第五号に掲げる事業を行うもの
 とする。

一 母性及びに乳児及び幼児の健康の保持及び
 増進に関する支援に必要な実情の把握を行う
 こと。
 二 母子保健に関する各種の相談に応ずるこ
 と。
 三 母性及びに乳児及び幼児に対する保健指導
 を行うこと。
 四 母性及び児童の保健医療に関する機関との
 連絡調整並びに第九条の二第二項の支援を行
 うこと。
 五 健康診査、助産その他の母子保健に関する
 事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除
 く。）。

2 市町村は、こども家庭センターにおいて、第
 九条の指導及び助言、第九条の二第一項の相談
 並びに第十条の保健指導を行うに当たつては、
 児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収
 集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項
 のあつせん、調整及び要請と一体的に行うよう
 に努めなければならない。

三条、第百八十八条、第百九十五条、第二百一
条、第二百八条、第二百九条、第二百九条
から第二百二十一條まで、第二百二十九條又は
第二百三十八條の規定による改正前の児童福祉
法第五十九條の四第二項、あん摩マッサージ指
圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二
條の四、食品衛生法第二十九條の四、旅館業法
第九條の三、公衆浴場法第七條の三、医療法第
七十一條の三、身体障害者福祉法第四十三條の
二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関す
る法律第五十一條の十二第二項、クリーニング
業法第十四條の二第二項、狂犬病予防法第二十
五條の二、社会福祉事業法第八十三條の二第
二項、結核予防法第六十九條の二、畜場法第二十
條、歯科技工法第二十七條の二、臨床検査技
師、衛生検査技師等に関する法律第二十條の八
の二、知的障害者福祉法第三十條第二項、老人
福祉法第三十四條第二項、母子保健法第二十六
條第二項、柔道整復師法第二十三條、建築物に
おける衛生的環境の確保に関する法律第十四條
第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第
二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査
に関する法律第四十一條第三項又は感染症の予
防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第六十五條の規定に基づく再審査請求について
は、なお従前の例による。

(国等の事務)
第百五十九條 この法律による改正前のそれぞれ
の法律に規定するもののほか、この法律の施行
前において、地方公共団体の機関が法律又はこ
れに基づく政令により管理し又は執行する国、
他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則
第百六十一條において「国等の事務」という。)
は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律
又はこれに基づく政令により当該地方公共団体
の事務として処理するものとする。
(処分、申請等に関する経過措置)
第百六十條 この法律(附則第一條各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下この条及び
附則第百六十三條において同じ。)の施行前に
改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許
可等の処分その他の行為(以下この条において
「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行
の際現に改正前のそれぞれ法律の規定により
されている許可等の申請その他の行為(以下こ
の条において「申請等の行為」という。)で、こ
の法律の施行の日においてこれらの行為に係

る行政事務を行うべき者が異なることとなるも
のは、附則第二條から前条までの規定又は改正
後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)
の経過措置に関する規定に定めるものを除
き、この法律の施行の日以後における改正後
のそれぞれの法律の適用については、改正後の
それぞれの法律の相当規定によりされた処分等
の行為又は申請等の行為とみなす。
2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律
の規定により国又は地方公共団体の機関に対し
報告、届出、提出その他の手続をしなければならない
事項で、この法律の施行の日前にその手
続がされていないものについては、この法律及
びこれに基づく政令に別段の定めがあるもの
のほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当
規定により国又は地方公共団体の相当の機関に
対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ
ればならない事項についてその手続がされてい
ないものとみなして、この法律による改正後の
それぞれの法律の規定を適用する。
(不服申立てに関する経過措置)
第百六十一條 施行日前にされた国等の事務に係
る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下
この条において「処分庁」という。)に施行日
前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以
下この条において「上級行政庁」という。)が
あつたものについての同法による不服申立てに
ついては、施行日以後においても、当該処分
に引き続き上級行政庁があるものとみなして、
行政不服審査法の規定を適用する。この場合に
おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる
行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政
庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされ
る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、
当該機関が行政不服審査法の規定により処理す
ることとされる事務は、新地方自治法第二條第
九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす
る。(その他の経過措置の政令への委任)
第百六十四條 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に
関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)
第百五十條 新地方自治法第二條第九項第一号
に規定する第一号法定受託事務については、で
きる限り新たに設けることのないようにすると

ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及
び新地方自治法に基づく政令に示すものについ
ては、地方分権を推進する観点から検討を加
え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及
び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、
国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税
財源の充実確保の方途について、経済情勢の推
移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて
必要な措置を講ずるものとする。
附則(平成二十一年七月二十六日法律第一
〇二号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法
律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日か
ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 附則第十條第一項及び第五項、第十四條第
三項、第二十三條、第二十八條並びに第三十
條の規定 公布の日
(別に定める経過措置)
第三十條 第二條から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措
置は、別に法律で定める。
附則(平成二十一年二月八日法律第一
五一号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成二十二年四月一日から施
行する。
(経過措置)
第三條 民法の一部を改正する法律(平成十一年
法律第四十九号)附則第三條第三項の規定に
より従前の例によることとされる準禁治産者及
びその保佐人に関するこの法律による改正規定
の適用については、次に掲げる改正規定を除
き、なお従前の例による。
一 から二十五まで 略
附則(平成二十一年二月二日法律第
一六〇号)抄
(施行期日)
第一條 この法律(第二條及び第三條を除く。)
は、平成十三年一月六日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。
一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二
十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び
第千三百四十四條の規定 公布の日
附則(平成二十一年二月二日法律第
一五三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
(処分、手続等に関する経過措置)
第四十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞ
れの法律(これに基づく命令を含む。以下この
条において同じ。)の規定によつてした処分、
手続その他の行為であつて、改正後のそれぞ
れの法律の規定に相当の規定があるものは、この
附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の
それぞれの法律の相当の規定によつてしたもの
とみなす。
(経過措置の政令への委任)
第四十四條 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。
附則(平成二十四年八月二日法律第一〇
三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第九條及び附則第八條から
第十九條までの規定は、公布の日から起算して
二年を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。
附則(平成二十五年七月一六日法律第一
二二号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。ただし、第八條、第四十六條第四項及
び第五十九條の五第二項の改正規定並びに附則
第三條及び第四條の規定は、平成十六年四月一
日から施行する。
附則(平成二十七年四月一日法律第二五
号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。
(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)
第六條 この法律の規定(第一條を除く。)によ
る改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の

る法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二
十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び
第千三百四十四條の規定 公布の日
附則(平成二十一年二月二日法律第
一五三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
(処分、手続等に関する経過措置)
第四十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞ
れの法律(これに基づく命令を含む。以下この
条において同じ。)の規定によつてした処分、
手続その他の行為であつて、改正後のそれぞ
れの法律の規定に相当の規定があるものは、この
附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の
それぞれの法律の相当の規定によつてしたもの
とみなす。
(経過措置の政令への委任)
第四十四條 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。
附則(平成二十四年八月二日法律第一〇
三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第九條及び附則第八條から
第十九條までの規定は、公布の日から起算して
二年を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。
附則(平成二十五年七月一六日法律第一
二二号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。ただし、第八條、第四十六條第四項及
び第五十九條の五第二項の改正規定並びに附則
第三條及び第四條の規定は、平成十六年四月一
日から施行する。
附則(平成二十七年四月一日法律第二五
号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。
(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)
第六條 この法律の規定(第一條を除く。)によ
る改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の

る法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二
十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び
第千三百四十四條の規定 公布の日
附則(平成二十一年二月二日法律第
一五三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
(処分、手続等に関する経過措置)
第四十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞ
れの法律(これに基づく命令を含む。以下この
条において同じ。)の規定によつてした処分、
手続その他の行為であつて、改正後のそれぞ
れの法律の規定に相当の規定があるものは、この
附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の
それぞれの法律の相当の規定によつてしたもの
とみなす。
(経過措置の政令への委任)
第四十四條 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。
附則(平成二十四年八月二日法律第一〇
三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第九條及び附則第八條から
第十九條までの規定は、公布の日から起算して
二年を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。
附則(平成二十五年七月一六日法律第一
二二号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。ただし、第八條、第四十六條第四項及
び第五十九條の五第二項の改正規定並びに附則
第三條及び第四條の規定は、平成十六年四月一
日から施行する。
附則(平成二十七年四月一日法律第二五
号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。
(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)
第六條 この法律の規定(第一條を除く。)によ
る改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の

る法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二
十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び
第千三百四十四條の規定 公布の日
附則(平成二十一年二月二日法律第
一五三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
(処分、手続等に関する経過措置)
第四十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞ
れの法律(これに基づく命令を含む。以下この
条において同じ。)の規定によつてした処分、
手続その他の行為であつて、改正後のそれぞ
れの法律の規定に相当の規定があるものは、この
附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の
それぞれの法律の相当の規定によつてしたもの
とみなす。
(経過措置の政令への委任)
第四十四條 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。
附則(平成二十四年八月二日法律第一〇
三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第九條及び附則第八條から
第十九條までの規定は、公布の日から起算して
二年を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。
附則(平成二十五年七月一六日法律第一
二二号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。ただし、第八條、第四十六條第四項及
び第五十九條の五第二項の改正規定並びに附則
第三條及び第四條の規定は、平成十六年四月一
日から施行する。
附則(平成二十七年四月一日法律第二五
号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。
(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)
第六條 この法律の規定(第一條を除く。)によ
る改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の

る法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二
十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び
第千三百四十四條の規定 公布の日
附則(平成二十一年二月二日法律第
一五三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
(処分、手続等に関する経過措置)
第四十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞ
れの法律(これに基づく命令を含む。以下この
条において同じ。)の規定によつてした処分、
手続その他の行為であつて、改正後のそれぞ
れの法律の規定に相当の規定があるものは、この
附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の
それぞれの法律の相当の規定によつてしたもの
とみなす。
(経過措置の政令への委任)
第四十四條 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。
附則(平成二十四年八月二日法律第一〇
三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第九條及び附則第八條から
第十九條までの規定は、公布の日から起算して
二年を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。
附則(平成二十五年七月一六日法律第一
二二号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。ただし、第八條、第四十六條第四項及
び第五十九條の五第二項の改正規定並びに附則
第三條及び第四條の規定は、平成十六年四月一
日から施行する。
附則(平成二十七年四月一日法律第二五
号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。
(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)
第六條 この法律の規定(第一條を除く。)によ
る改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の

る法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二
十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び
第千三百四十四條の規定 公布の日
附則(平成二十一年二月二日法律第
一五三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
(処分、手続等に関する経過措置)
第四十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞ
れの法律(これに基づく命令を含む。以下この
条において同じ。)の規定によつてした処分、
手続その他の行為であつて、改正後のそれぞ
れの法律の規定に相当の規定があるものは、この
附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の
それぞれの法律の相当の規定によつてしたもの
とみなす。
(経過措置の政令への委任)
第四十四條 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。
附則(平成二十四年八月二日法律第一〇
三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第九條及び附則第八條から
第十九條までの規定は、公布の日から起算して
二年を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。
附則(平成二十五年七月一六日法律第一
二二号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。ただし、第八條、第四十六條第四項及
び第五十九條の五第二項の改正規定並びに附則
第三條及び第四條の規定は、平成十六年四月一
日から施行する。
附則(平成二十七年四月一日法律第二五
号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。
(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)
第六條 この法律の規定(第一條を除く。)によ
る改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の

る法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二
十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び
第千三百四十四條の規定 公布の日
附則(平成二十一年二月二日法律第
一五三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
(処分、手続等に関する経過措置)
第四十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞ
れの法律(これに基づく命令を含む。以下この
条において同じ。)の規定によつてした処分、
手続その他の行為であつて、改正後のそれぞ
れの法律の規定に相当の規定があるものは、この
附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の
それぞれの法律の相当の規定によつてしたもの
とみなす。
(経過措置の政令への委任)
第四十四條 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。
附則(平成二十四年八月二日法律第一〇
三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第九條及び附則第八條から
第十九條までの規定は、公布の日から起算して
二年を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。
附則(平成二十五年七月一六日法律第一
二二号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。ただし、第八條、第四十六條第四項及
び第五十九條の五第二項の改正規定並びに附則
第三條及び第四條の規定は、平成十六年四月一
日から施行する。
附則(平成二十七年四月一日法律第二五
号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。
(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)
第六條 この法律の規定(第一條を除く。)によ
る改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の

る法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二
十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び
第千三百四十四條の規定 公布の日
附則(平成二十一年二月二日法律第
一五三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
(処分、手続等に関する経過措置)
第四十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞ
れの法律(これに基づく命令を含む。以下この
条において同じ。)の規定によつてした処分、
手続その他の行為であつて、改正後のそれぞ
れの法律の規定に相当の規定があるものは、この
附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の
それぞれの法律の相当の規定によつてしたもの
とみなす。
(経過措置の政令への委任)
第四十四條 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。
附則(平成二十四年八月二日法律第一〇
三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第九條及び附則第八條から
第十九條までの規定は、公布の日から起算して
二年を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。
附則(平成二十五年七月一六日法律第一
二二号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。ただし、第八條、第四十六條第四項及
び第五十九條の五第二項の改正規定並びに附則
第三條及び第四條の規定は、平成十六年四月一
日から施行する。
附則(平成二十七年四月一日法律第二五
号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。
(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)
第六條 この法律の規定(第一條を除く。)によ
る改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の

る法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二
十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び
第千三百四十四條の規定 公布の日
附則(平成二十一年二月二日法律第
一五三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
(処分、手続等に関する経過措置)
第四十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞ
れの法律(これに基づく命令を含む。以下この
条において同じ。)の規定によつてした処分、
手続その他の行為であつて、改正後のそれぞ
れの法律の規定に相当の規定があるものは、この
附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の
それぞれの法律の相当の規定によつてしたもの
とみなす。
(経過措置の政令への委任)
第四十四條 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。
附則(平成二十四年八月二日法律第一〇
三号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第九條及び附則第八條から
第十九條までの規定は、公布の日から起算して
二年を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。
附則(平成二十五年七月一六日法律第一
二二号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。ただし、第八條、第四十六條第四項及
び第五十九條の五第二項の改正規定並びに附則
第三條及び第四條の規定は、平成十六年四月一
日から施行する。
附則(平成二十七年四月一日法律第二五
号)抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施
行する。
(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)
第六條 この法律の規定(第一條を除く。)によ
る改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の

予算に係る国又は都道府県の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年一月七日法律第一二三号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三十三条、第一百六条から第一百八条まで及び第二百二十二条の規定 公布の日
- 二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七條、第三十五条において準用する場合を含む。）、第三十八條から第四十條まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八條第三項及び第四項、第四十九條第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五

十條第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十條から第七十二條まで、第七十三條、第七十四條第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第一百十條（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、及び第九十一条及び第九十二条（第四十八條第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第九十四条並びに第九十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八條から第二十三條まで、第二十六條、第三十條から第三十三條まで、第三十五条、第三十九條から第四十三條まで、第四十六條、第四十八條から第五十條まで、第五十二条、第五十六條から第六十條まで、第六十二条、第六十五條、第六十八條から第七十條まで、第七十二条から第七十七條まで、第七十九條、第八十一条、第八十二条、第八十五条から第九十條まで、第九十二条、第九十三條、第九十五条、第九十六條、第九十八條から第一百十條まで、第一百五條、第一百八條、第一百十條、第一百十二條、第一百十三條及び第一百五條の規定 平成十八年十月一日

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二〇年六月一八日法律第七三号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一及び二 略
- 三 第十四条（地方自治法別表第一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項及び薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）の項の改正規定に限る。）、第二十二條（児童福祉法第二十一条の十の二の改正規定に限る。）、第三十四条（社会福祉法第三十條及び第五十六條並びに別表の改正規定に限る。）、第三十八條（水道法第四十六條、第四十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定に限る。）、第四十條及び第四十二條の規定並びに附則第二十五條第二項及び第三項、第二十七條第四項及び第五項、第二十八條、第二十九條並びに第八十八條の規定 平成二十五年四月一日

第二十九条（母子保健法の一部改正に伴う経過措置） 第四十二條の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分は、第四十二條の規定による改正後の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分とみなす。ただし、第四十二條の規定の施行前に行われ、又は行われるべきであった同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十五条及び第七十三條の規定 公布の日

附則（平成二六年五月三〇日法律第四七号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。

附則（平成二六年六月四日法律第五一号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

第七条（処分、申請等に関する経過措置） この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二八年六月三日法律第六三
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条のうち児童福祉法の目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条に第一項及び第二項として二項を加える改正規定、同法第一章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とする改正規定、同法第四節を同章第五節とする改正規定、同法第十条第一項の改正規定、同法第十一条第一項に一号を加える改正規定、同法第十三節を同章第四節とする改正規定、同法第十三節を同章第四節とする改正規定、同法第六条の三第四項の改正規定、同法第一章中第一節を第二節とし、同節の前に一節を加える改正規定、同法第二十三条第一項、第二十六条第一項第二号、第二十七号、第三十三条の二第一項及び第二項、第三十三号の二の二第一項並びに第三十三号の三第一項の改正規定、同法第二章第六節中第三十三号の九の次に二条を加える改正規定並びに同法第三十三号の十、第三十三号の十四第二項及び第五十六号第四項の改正規定、第四号中母子及び父子並びに寡婦福祉法第三条の二第一項の改正規定、第五号中母子保健法第五条第二項の改正規定並びに第六条中児童虐待の防止等に関する法律第四条第一項及び第七項、第八条第二項、第十条第一項、第十一号第一項及び第四項、第十二号の二、第十二号の三、第十四号第一項並びに第十五号の改正規定並びに附則第四条、第八条及び第十七条の規定並びに附則第二十一条中国家战略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第一項及び第八項の改正規定（同法第一章第七節）に改める部分に限る。）公布の日

第二条
（検討等）

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）
第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和元年五月三十一日法律第一六
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定（同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。）、同法別表第二の改正規定（第十号に掲げる部分を除く。）、同法別表第三の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同法別表第四の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）及び同法別表第五の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第三号中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七号第三項の改正規定（同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分（第五十七号）を除く。）、第五十七号第一項に改める部分に限る。）、第五十七号第三項の改正規定（同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分（第五十七号）を除く。）、同法第五十六号（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七号（見出しの改正規定（電子計算機処理等の受託者等）を「利用者証明検査者等」に改める部分に限る。）及び同条の改正規定（同条に二項を加える部分を除く。）、第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条から附則第六条までにおいて「番号利用法」という。）、別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七号の規定並びに附則第三条、第七号から第九号まで、第六十八号及び第八十号の規定公布の日

（政令への委任）

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第九条
（検討）

政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定公布の日

2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和元年二月六日法律第六九
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定公布の日

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法及び母子保健法（以下この項において「改正後の両法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の両法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和四年六月二三日法律第七六
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれ

ぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

附則（令和四年六月二三日法律第七七
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

（政令への委任）

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和四年六月二三日法律第七七
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

附則（令和六年六月一九日法律第五三
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の改正規定（同条第一項中「、主幹保育教諭、指導保育教諭」を削る部分を除く。）に限る。）及び第三条（教育職員免許法附則第十八項の改正規定に限る。）の規定並びに次条及び附則第八条の規定 公布の日

二 第一条（母子保健法第十七条の二第一項及び第十九条の二の改正規定に限る。）、第六条及び第九条の規定並びに附則第六条、第七条、第十条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十二の項の改正規定（「交付」の下に「、同法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施」を加える部分に限る。）及び同法別表第四の四の十二の項の改正規定に限る。）及び第十四条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 略

四 第一条（第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第十条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（母子保健法の一部改正に伴う準備行為）

第二条 第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の母子保健法（以下この条において「新母子保健法」という。）第八条の三第一項に規定する社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、前条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、新母子保健法第二十二条の二及び第二十二条の十四に規定する業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。